

第 19 回アジア競技大会 (2022/中国 杭州)

馬場馬術競技 代表人馬選考基準

大会期日： 2022 年 9 月 10 日～25 日

令和 3 年 10 月 14 日 発表

標記大会の代表選手の選考にあたっては、馬場馬術本部が選考競技会の結果をもとにオリンピック対策会議に推薦し、審議を経て理事会の承認をもって決定する。

目標は、**団体競技で金メダル獲得**とする。

チームは 4 人馬で構成し、その他に補欠 1 人馬を選考する。

1. 選考競技会の開催

2022 年に日本とヨーロッパにおいて、5 月上旬までに選考競技会を行う。

(選考競技会の日時等の詳細は、当連盟 Web サイトで発表する)

2. 選考の対象

(1) 参加条件 (全項目該当すること)

- ① 2021 年 12 月 21 日までに所定の書式により日本馬術連盟 (以下「JEF」という) 宛に参加意思を表明した選手。
- ② 2022 年に 16 歳もしくはそれ以上で日本国籍を有し、JEF 登録のある選手。
- ③ 選考競技会エントリー時点においてナショナルチームあるいはプログレスチームのメンバーであること。
- ④ JOC の定める期日までに最新の候補者台帳及び必要書類の提出、派遣手続きが完了している選手 (詳細別途通知)。
- ⑤ 2022 年に 7 歳以上で FEI パスポートを有し、JEF 登録のある馬匹。

(2) 必要な競技実績 (何れか該当)

2021 年 4 月 1 日以降選考競技会締め切りまでの CDI、CDN*、JEF 主催競技会あるいは JEF 公認競技会における下記実績のある人馬。

・ FEI グランプリ	65%以上
・ FEI インターメディエイト I	67%以上
・ FEI セントジョージ賞典	67%以上

*いずれも公式記録の提出を必要とする

3. 選考の方法と基準

(1) 競技方法

- ① アジア大会で採用される運動課目を実施する。(FEI セントジョージ賞典と FEI インターメディエイト I を予定)
- ② ヨーロッパと日本で各 1 回選考競技会を開催し、2 日間で 2 回の演技を行う。
- ③ 同じ審判員が巡回して審査する。
- ④ 詳細は選考競技会要項に記載する。

※コロナにより審判員の渡航が難しい場合は、Web を活用し、リモートで演技を採点することも検討する

(2) 選考の基準

- ① 選考の対象は、2 回の演技における平均 67%以上を獲得した人馬の組み合わせとする。
- ② 2 回の演技における成績 (平均) により人馬の序列を決める。同率の場合は FEI インターメディエイト I の成績を優先、さらに同率の場合は FEI インターメディエイト I における全審判員の総合観察点による。
- ③ 4 人馬を代表とし、以下は序列にしたがい 1 人馬を補欠とする。

- ④ 団体での派遣とならなかった場合、2回の演技における成績（平均）で70%以上を獲得している人馬を個人代表人馬とする。
- ⑤ 代表および補欠に選考された選手が複数の馬匹で選考競技会に出場している場合、その選手は下位の馬との組み合わせでの2回の演技における成績（平均）が、代表に選考された最下位の人馬より上位であれば、その馬匹を当該選手の予備馬として認定することがある。

4. 参加意思表明

- (1) 参加意思表明（選手）締切 2021年12月21日（火）
- (2) 参加意思表明の様式に必要事項を記載し提出すること。なお、様式は当連盟 Web サイトからダウンロードすること。
- (3) 送付先：〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F
公益社団法人 日本馬術連盟 馬場馬術担当
FAX： 03-3297-5617 E-mail： saga@equitation-japan.com

5. 馬の輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩する馬匹は代表4頭のみとし、補欠馬は輸出検疫を実施しない。なお、代表選手の予備馬は、監督認定されている場合に限り選手が全ての経費を負担し、選手の責任のもと輸出検疫の実施を認める。
- (2) 代表馬の輸出入検疫に関わる施設および検査経費は連盟が負担する。ただし、検疫期間中における馬の飼養管理は選手の責任において行うこと。
- (3) 輸出検疫所から杭州間までの馬輸送費用は連盟の負担とする。
- (4) 出発時の各選手の厩舎から検疫所までの馬輸送は、各選手の経費負担および責任において行うものとする。
- (5) 大会終了後の馬匹帰着地は輸出検疫を実施した出発地とする。
- (6) 帰着地から選手の厩舎までの馬輸送は、各選手の経費負担及び責任において行うものとする。
- (7) グループ1名の活動拠点国と杭州間の渡航費および杭州における所定の期間の滞在経費は連盟が負担する。
- (8) JEFあるいはJOCが負担すると明記した以外の経費は選手の負担とする。
- (9) 検疫所への入厩前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。
- (10) 帰着地によっては、一定期間の活動が制限される場合や新たな条件が提示される場合には、その指示に従うこと。

6. その他

- (1) 参加意思表明を提出した選手および馬匹が、強化活動を中断あるいは停止することとなった場合、すみやかに馬場馬術本部に報告すること。
- (2) 代表人馬に選考されても、監督が選手あるいは馬匹の健康状態に不安があると判断した場合、補欠選手／馬との入れ替えを行う。
- (3) 「JEF ナショナルチームの行動方針」、「JEF 倫理規程」および JOC の諸規程に反する行為があった場合は、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消す。
- (4) 補欠人馬の有効期限はそれぞれ最終エントリーあるいは輸出入検疫に入るいずれかの早い期日までとする。
- (5) 欠員が発生した場合は、JOC および大会組織委員会が許す範囲で別途協議する。
- (6) 代表選手選考会参加のための馬の輸送および選手の移動は、各自の経費負担および責任において実施すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が生じた場合は、本選考基準の見直しを含めて監督が検討し、必要に応じてオリンピック対策会議の審議を経て、理事会の承認をもって改定を行う。